

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2768号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-4767

<http://www.zck.or.jp>



ゴーヤのカーテン

### コラム

## 自治の肝は制度か人か

九州大学大学院法学研究院教授

木佐 茂男

あれもこれも「自治」に任ずることは、それほど至高の価値なのだろうか。2000年新地方自治法施行で画期的に「自治」体の意識は変わるはずであったが、信じたがたいほど「気づき力」と「自治能力」が後退しつつある。当然に、自治能力後退にさえ気づいていない。自治事務中の自治事務、固定資産税賦課業務について昨年(2010年)6月3日に極めて重要な最高裁判決が出た。私事を契機にいささが調べてみた。

人の市の資産課税の課長補佐を始め全員が評価額の決定と納税通知の関係も知らなかった。そもそも評価替えの年度がいつかも無知。それ以上に、現地・現状とは無関係に宅地評価額が決まる実態を知り愕然とした。

普通の市民は地方税法を見て、固定資産評価額と固定資産税納税通知を争おうとしてもチンプンカンプンである。「固定資産評価基準」(地方税法388条1項)なるものを見ようと努力した。かつてはインターネットで公開されていたこの総務大臣「告示」は、自治事務の執行基準なのに、今では自治体も国民も高額の解説付き書籍とし

て官僚の天下り協会から購入するしかない。しかも、ネット書店でも買えない入手困難なもの。

自治体の中にはホームページで、評価額の審査申出書など、結構ふんだんな関係情報を公開しているところがあるが、あまりに全国バラバラである。個々の自治体窓口で職員に聞くしかない。上記の課長補佐は、筆者の評価違法の主張を認めると、モノ言わない他の住民との間で「平等原則違反」になる、という。部下の職員たちは恥ずかしさのあまり、手で顔を覆っていた。

固定資産評価のような手続は、評価基準などの地域個性はありえても、争い方自体や審査申出方法に関する情報提供の基幹的部分は全国一律であった、どこが悪いのだろうか。自治体の中には、「正副二通」の審査申出書を求めるところもある。地方税法432

条2項は、わざわざ正副二通の提出を求める行政不服審査法9条2項の規定の準用を排除しているが、「自治」条例なら許されるのか。

どの課題、論点が、どのような形で、誰の「自治」に委ねられるべきか。今、自治の「肝」を探る根本的な議論が必要ではないか。

政 策	社会保障・税番号大綱について 内閣官房社会保障改革担当室主査 佐々木 大……(2)
フォーラム	「木」をキーワードに、都市と農村の交流で町の活性化を 一植えて育てる林業から、伐採し、活用し、植える林業へ— =埼玉県ときがわ町……(5)
情 報	町村Navi ……………(10)
活 動	平成二十二年度公有物件災害共済事業の概要報告……………(12)
随 想	過疎化が進む山間地域における町づくり… 和歌山県紀美野町長 寺本 光嘉……(15)

◎写真募集◎

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

もくじ

政策解説

# 社会保障・税番号大綱について

内閣官房社会保障改革担当室主査 佐々木 大

## 1. はじめに

平成23年6月30日、政府・与党社会保障改革検討本部会議が開催され、「社会保障・税番号大綱」が決定された。

本大綱は、「社会保障・税に関する番号制度についての基本方針」（平成23年1月31日政府・与党社会保障改革検討本部決定）、「社会保障・税番号要綱」（平成23年4月28日社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会決定）を踏まえ進めてきた検討に基づき、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容等について、今後の法案策定作業を念頭に、政府・与党として方向性を示すものである。

今回、本大綱の、主に、地方公共団体に関わる事項について紹介することとし、私なりの見解を述べてみたい。

## 2. 番号制度で何ができるのか

大綱第2の2においては、それぞれの機関で、「番号制度で何ができるのか」といった、利用場面について具体的に述べている。

(一)よりきめ細やかな社会保障給付の実現

社会保障の給付や負担の状況に関する情報を、国・地方公共団体等相互で、正確かつ効率的にやり取りすることで、個人や世帯の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付の実現が可能になる。

(二)所得把握の精度の向上等の実現に関するもの

法令又は条例に基づき税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に関する事務（申告書の処理、調査等）に「番号」

及び「法人番号」を活用する。このことにより、例えば、税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、「番号」又は「法人番号」を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資する。

(三)災害時の活用に関するもの

防災福祉の観点から、災害時要援護者リストの作成及び更新、災害時の本人確認、医療情報の活用、生活再建への効果的な支援といった取組に活用可能である。

(四)自己の情報の入手や必要なお知らせ等の情報の提供に関するもの

国民が、社会保障・税に関する自分の情報や、利用するサービスに関する情報を自宅のパソコン等から容易に閲覧可能となり、必要なサービスを受けやすくなるなど国民の利便が高まる。

(五)事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの

国・地方公共団体等間で、申請等に必要情報を適時にやり取りすること、事務・手続の簡素化が図られ、国民及び国・地方公共団体等の負担が軽減され、利便が高まる。

### 番号制度で何ができるのか

#### (1)よりきめ細やかな社会保障給付の実現

- 「総合合算制度（仮称）」の導入
- 高額医療・高額介護合算制度の現物給付化
- 給付過誤や給付漏れ、二重給付等の防止

#### (2)所得把握の精度の向上等の実現

#### (3)災害時における活用

- 災害時要援護者リストの作成及び更新
- 災害時の本人確認
- 医療情報の活用
- 生活再建への効果的な支援

#### (4)自己の情報や必要なお知らせ等の情報を自宅のパソコン等から入手できる

- 各種社会保険料の支払や、サービスを受けた際に支払った費用（医療保険・介護保険等の費用、保育料等）の確認
- 制度改正等のお知らせ
- 確定申告等を行う際に参考となる情報の確認

#### (5)事務・手続の簡素化、負担軽減

- 所得証明書や住民票の添付省略
- 医療機関における保険資格の確認
- 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減

#### (6)医療・介護等のサービスの質の向上等

- 継続的な健診情報・予防接種履歴の確認
- 乳幼児健診履歴等の継続的把握による児童虐待等の早期発見
- 難病等の医学研究等において、継続的で正しいデータの蓄積が可能となる
- 地域がん登録等における患者の予後の追跡が容易となる
- 介護保険被保険者が市町村を異動した際、異動元での認定状況、介護情報の閲覧が可能となる
- 各種行政手続における診断書添付の省略
- 年金手帳、医療保険証、介護保険証等の機能の一元化

政 策

④医療・介護等のサービスの質の向上等に資するもの

医療・介護等のサービスの質や公衆衛生・医療水準の向上に資するよう、個人個人の心身の状況や提供された医療・介護等のサービスの内容の情報を活用することや、また、行政等の事務や手続の中で、医師の診断書等の添付を求めているものについて、その書面の添付を省略するなど、施策の優先順位や費用対効果を見極めつつ、医療・介護等のサービス関係者からの意見を踏まえて、引き続き検討を進める。

3. 安心できる番号制度の構築

大綱第2の4においては、番号制度に対し、国民の間に生じる懸念(①国家管理への懸念、②個人情報追跡・突合に対する懸念、③財産その他の被害への懸念)を払拭するための措置や、住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決(最判平成20年3月6日)を踏まえた必要な措置について、制度上の保護措置とシステム上の安全措置の観点から整理している。具体的には、以下のような措置を講ずることとしている。

○制度上の保護措置

- ・ 第三者機関による監視
- ・ 自己情報へのアクセス記録の確認
- ・ 法令上の規制等措置
- ・ 罰則強化

○システム上の安全措置

- ・ 個人情報の分散管理
- ・ 「番号」を直接利用しない情報連携
- ・ アクセス制御
- ・ 個人情報及び通信の暗号化
- ・ 公的個人認証等

なお、成りすましを防ぐ観点から、本人確認を行う際は、「番号」のみをもって本人確認の手段としない取扱いとする必要がある。

4. 今後の進め方

○地方公共団体との連携

「社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会中間整理」(平成22年12月3日)に基づき、昨年12月から本年1月にかけて、全国知事会・全国市長会・全国町村会の地方三団体に対して、番号制度の利用場面等について意見を照会し、回答・提案をいただいでおり、大綱においては、この提案に対する各府省の検討結果に基づいて、利用場面を記載している。

4月13日には、第7回の実務検討会において、地方六団体の代表の方々と実務検討会構成員との間で意見交換を行うとともに、要綱の策定に当たっては、全国知事会・全国市長会・全国町村会を通じて地方公共団体から意見を伺い、要綱に反映させている。

5月には、全国市長会の各支部総会において、各市長に対して番号制度について説明し、意見交換を行うとともに、東京において、各都道府県・指定

都市に対して「社会保障・税番号要綱等」についての担当課長説明会を開催し、説明・意見交換を行ったところである。

大綱を取りまとめるに当たっても、6月24日開催の第10回実務検討会において、地方公共団体の代表と実務検討会構成員との間で意見交換を行うとともに、全国知事会・全国市長会・全国町村会を通じて地方公共団体から意見を伺い、大綱に反映させている。

今後、さまざまな機会を捉えて地方に出向き、説明や意見交換の場を数多く設けるとともに、国・地方公共団体等が相互に意見交換を行う場を設けるなど、地方公共団体・関係機関の実情も踏まえながら、番号制度の実現に向

今後のスケジュール

番号制度の導入時期については、制度設計や法案の成立時期により変わり得るものであるが、以下を目安とする。

- ▶ H23年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法案の国会提出
- ▶ 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置
- ▶ H26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ▶ H27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用開始
- ▶ H30年を目途に利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを引き続き検討

5. 法整備

大綱第3においては、法律又は法律の授權に基づく政省令に規定する内容について触れている。

(一) 個人に付番する「番号」

付番対象となる個人は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号の住民票コードが住民票に記載されている日本の国籍を有する者及び同法第30条の45の表の上欄に掲げる中長期在留者、特別永住者等の外国人住民とする。

市町村長は、出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合には、番号生成機関から指定された、住民票コードに一对一対応した「番号」を書面により個人に通知するとともに、住民基本台帳法に基づき、当該個人に係る住民票に当該「番号」を記載するものとする。

また、「番号」を通知された者は、「番号」の変更を請求することができる。変更請求の要件等については、特段の要件を設けないこととする案や、「番号」の悪用により不利益を受けた場合その他市町村長が適当と認める場合に請求できることとする案等が考えられるが、行政事務コストやシステム上の負荷等の観点も踏まえ、今後、番号法案策定時まで引き続き検討する。

けて議論・検討を進めていく。

政 策

(二)「番号」を告知、利用する手続の範囲

国民が「番号」を告知、利用する手続については、当面、以下の各分野に掲げる範囲を念頭に置きつつ、さらに法案策定までに精査することとしている。

年金分野

・国民年金及び厚生年金保険、確定給付企業年金及び確定拠出年金、共済年金、恩給等の被保険者に係る届出、給付の受給及び保険料の支払いに関する手続

医療分野

・健康保険（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法に関する短期給付を含む）及び国民健康保険法等の被保険者資格に係る届出、保険料に関する手続

介護保険分野

・介護保険の被保険者資格に係る届出、保険給付の受給、保険料に関する手続

福祉分野

・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害給付金等の支給申請に関する手続

労働保険分野

・雇用保険の被保険者資格に関する届出、失業等給付の受給、公共職業安定所への求職申込、労災保険給付の支給に関する手続

税務分野

・国税又は地方税に関する法令若しくは地方税に関する法令に基づく条例

の規定により税務署長等又は地方公共団体に提出する書類への記載及びこれに係る利用

その他

・社会保障及び地方税の分野の手続のうち条例に定めるもの

・災害等の異常事態発生時の金融機関による預金等の払戻し等に係る利用

(三)「番号」に係る個人情報とは

以下に挙げる事項が「番号」に係る個人情報であり、「番号」を告知、利用する手続のために保有される個人情報がこれに該当することとなる。

①「番号」

②情報連携基盤を通じた情報連携の対象となるものとして法定された社会保障及び税分野の個人情報

③(情報連携基盤を通じた情報連携の対象とはならないもの)

法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務において「番号」と紐付いて扱われる社会保障及び税分野の個人情報

(四)「番号」に係る本人確認等の在り方

本人確認及び「番号」の真正性確保措置に努めることとし、「番号」のみで本人確認を行うことを禁止することとしている。

(五)自己情報の管理に資するマイポータル

情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報等を確認できるように、かかる情報を、個人一人ひとりに合わせて表示することができるとして、マイポータルを設けることとする。

個人がマイポータルを通じて、①自己の「番号」に係る個人情報についてのアクセス記録の確認、②情報保有機関が保有する自己の「番号」に係る個人情報の確認、③電子申請、④行政機関等からのお知らせの確認を行うことができることとする。

(六)マイポータルへのログイン等に必要なICカード

ICカードは、可能な限り、現行の住民基本台帳カード、住基ネットや公的個人認証サービス等を活用しつつ、住民基本台帳カードが有する機能等に加え、何点が改良するものとし、住民基本台帳カードの交付同様、ICカード交付時に厳格な本人確認を行い、不正取得の防止や偽変造の防止等のための適切な措置を講ずることとする。

(七)第三者機関

内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報保護等を目的とする委員会を置くこととし、「問題の発見・調査に関する権限・機能」、「発見・調査した問題を解消する権限・機能」、「情報連携基盤等の監査及び情報保護評価に関する権限・機能」等を有し、行政機関、地方公共団体、関係機関又は「番号」を取り扱う事業者による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督、「番号」に係る個人情報の取扱いに関する苦情の処理、情報連携基盤及びその他の機関と接続する部分の監査等の業務を行うこととしている。

(八)罰則

行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等を主体とするもの、行政機関の職員等以外も主体となり得るものについて、処罰する罰則を創設し、必要に応じて国外犯処罰規定及び両罰規定を設ける。

6. 終わりに

社会保障・税番号大綱が決定され、現在、法案策定に向けた作業を進めているが、番号制度は、地方公共団体の業務に関わる部分が多く、制度の円滑な実施を図るために、庁内の準備体制、窓口事務の改善、情報連携を含めた地方公共団体のシステム改修、住民への周知等、まだ多くの課題が残っている。

しかし、番号制度を導入することによって、地方公共団体の今までの業務が見直され、新たな行政経営を行うこととなり、住民の利便性向上につながるという大きな効果が期待できる。

今後も全国の町村ははじめ各地方公共団体の意見を伺いながら、法案策定に向けた作業を進めていくこととしている。

フォーラム

地域資源を活かした活性化策

現地レポート

# 「木」をキーワードに、 都市と農村の交流で町の活性化を

## — 植えて育てる林業から、伐採し、活用し、植える林業へ —

▷「木の産業」の源である、国宝「法華経一品経」を有する、都幾山慈光寺



## 埼玉県 ときがわ町

ときがわ町は、  
首都圏に近い「木のまち」

ときがわ町は、埼玉県の中央部に位置し、都心から60キロメートル圏内と、比較的都心に近い場所にあります。

町の面積56平方キロメートルのうち7割が森林であり、その森林の多くがスギ・ヒノキなどの針葉樹で、この材料を利用した建具産業に代表される木材関連産業を中心に発展してきた町です。

この産業の発展の源は、埼玉県でも数少ない国宝である「法華経一品(いっぽん)経」を有する、「慈光寺」にあります。良材のあるところに名刹あり。鎌倉時代、寺の建立のために各地から呼び寄せられた「番匠(ばんしょう)」と呼ばれる大工などの木工職人たちがこの地に定住し、彼らの優れた技術と地元の良質な森林資源を基に起こしたのが、建具産業であると言われています。

平成18年2月、都幾川村と玉川村が合併して、人口約1万3千人のときがわ町が誕生しました。今回は、合併後のまちづくりの施策と、森林資源を活用する「木」を活かした町の活性化への取り組みをご紹介します。

◁木質化した学校の廊下



「ときがわ方式」による  
公共施設の内装木質化

合併前の玉川村では、民間企業の経営に対する考え方をいち早く導入し、バランスシートにより財政の健全化に努めてきました。その手法は合併後のときがわ町にも生かされており、平成21年度決算で実質公債費比率は3・5にとどまっています。

合併後、これまで財政的理由で未着手であった公共施設の耐震化工事を、合併特例債を有効に活用し、順次実施しているところです。これら

の工事、特に小中学校の大規模改造には、ときがわ町政運営における「イノベーション（意識改革）」、「オリジナリティ」、「ローコストマネージメント」の3つの理念と、町の森林資源を有効に活用する「ときがわ方式」が生かされています。

■森林環境と教育環境を同時に改善  
ときがわ町では、面積の7割を占める荒廃した山林の再生が、懸案事項のひとつでした。全国的にも戦後



▷ツルが巻き付き、枝打ちもされていない荒廃した山林

造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響などにより森林の手入れが十分に行われなくなつた結果、二酸化炭素吸収機能、水源かん養、土壌保全など、本来森林が持つ機能の低下を生じさせています。

森林の本来の機能を  
取り戻すためには、適

切に木を利用することが必要です。そのため、地域の森林資源を積極的に小中学校の内装に用いるなどの「公共施設の内装木質化」に平成12年度から取り組んでいます。この教育環境の整備方法は、子どもたちが日々の生活を送る校舎にぬくもりと、いやし効果を持つ素材「木」を取り入れることで、学校の雰囲気は落ち着き、教育再生の一助になると同時に、地域産材の活用による伐採と植林のサイクルが一定のリズムで行われ、その結果山林の活性化が促進されることを狙ったものです。

■「ときがわ方式」の教育環境整備  
戦後全国に建てられた小中学校の校舎のうち、80%以上は鉄筋コンク

◁ときがわ産材で生まれ変わった、都幾川中学校体育館



リート造で、この種の建築物の寿命は50〜60年といわれています。これらの校舎は、建替えあるいは改修の時期が迫りつつありますが、安全面を考慮しつつ、最も経費を抑えた改修方法として、耐震補強を施し、外壁を塗り替え、屋上の防水加工を行い、同時に内装も木質化をすることで新築同様の「木の学校」として校舎は生まれ変わります。

仮に木造新築の学校を建築した場合、1校で10億円以上の経費がかかるそうです。これに対してときがわ町の手法では、新築1校に満たない金額で、財政を圧迫することなく木造小学校1校と、鉄筋コンクリート造の小学校2校、中学校2校をリ

フォーラム

ニューアルすることが出来ました。この地域産材での内装木質化と耐震改修による教育環境の整備は、「ときがわ方式」として注目されています。

建替えと比較して低コスト、短期間で実施可能なこの方法は、夏休みの期間に工事を行い、新学期に生まれ変わった校舎で子どもたちを迎えることのできる、新たな木の学校づくりのモデルとなっています。

■重要な山林の循環サイクル

教育施設の内装木質化は、木材の持つ調湿機能による健康面への効果や安全性の向上などに効果が見られました。また、役場庁舎や公民館の内装木質化、木造の地域集会所や観

光施設、庁舎内のサイン類や町職員の名札に至るまで、「木づかい」にこだわっています。

木材を資材として積極的に活用し、伐採後は針葉樹と広葉樹をバランスよく混交林として植樹すれば、水のかん養、二酸化炭素の吸収効果等が期待されます。こうした「伐採し、活用し、植える」という山林の循環のサイクルを確立することは、川の上流部の私達にとっても、下流部の都市部の人たちにとっても、非常に重要です。

公共建築物木材利用促進法の施行に伴い、ときがわ町では埼玉県内の自治体では初となる「町有施設の木造化・木質化等に関する指針」を策



▷森林再生には、木を適切に使うことが大切

定し、さらなる林業振興を推進しようとしています。「植えて育てる」林業から前進するため、木材を供給する川上と、消費する川下の結びつきを強化し、

木材全体の需要拡大に取組みたいと考えています。

観光入込客数

100万人を目指す

■都心に近い田舎の利点を活かしてときがわ町は、都心から日帰りできる、都会から近い「田舎」です。田舎であることは、見方を変えれば田舎であることのひとつの要素が重要な資源にもなります。

町では、手軽に田舎を楽しんでいただく施設を中心に整備を進めてい



▷溪谷のほとりに古民家のたたずまいの日帰り温泉施設「四季彩館」

ます。ときがわ町の観光は、観光事業者が観光商品を開発する「発地型観光」ではなく、地域と行政が自らの発想力と想像力で地域固有の観光商品を開発する「着地型観光」です。地元のお母さんたちの指導で伝統食であるうどん・そば打ちが体験できる施設、澄んだ空気の中で星空観測を楽しめる施設、清らかな水をたたえた溪谷のほとりで温泉入浴が楽しめる施設。これら町が整備した観光施設は、どれも環境の良い田舎であることを資源として捉え、地域の人的資源をも活用し、東京から近いことの優位性に着目した、都市と農村の交流体験型の施設です。

■原木キノコを特産品に

近年ときがわ町では、新たな特産物づくりとして、原木栽培によるキノコの生産に取り組んでいます。特に、これまで不可能とされてきた針葉樹であるヒノキ原木からナメコを発生させる技術は、豊富にあるヒノキ間伐材の有効活用として期待されています。

生産したナメコ、マイタケ、シイタケなどのキノコ類は、町内にある4か所の町有直売施設で、主に観光客に対して販売されるほか、町内のうどん店やそば店などで味わうことができます。原材料の原木調達から

フォーラム

◁ヒノキ間伐材に発生したナメコ



栽培地である山林、販売施設や飲食店などキノコ流通の一連の流れが、ときがわ町内で完結できます。これも、都心に近い田舎ならではの利点です。

■サイクリストを「客」に取り込め  
2004年の埼玉国体で、ときがわ町は自転車ロードレース大会のコースの一部になりました。国体終了後、コース上で最大の難所である「白石峠」は、サイクリスト達の間で「聖地」のごとく扱われるようになり、折からの自転車ブームで週末は白石峠を目指すサイクリスト達で賑わいます。ここから来たか聞くと、「東京の〇〇区から走ってきました」との返事は珍しくなく、私たち地元

▷難所「白石峠」に集うサイクリスト



しかし、生活道路の自転車交通量が増える交通事故の発生が懸念され、交通の妨げになるルールに反した走行は、地域住民にとっては迷惑なものとなります。今後は、自転車のマナーアップを呼びかけた上で、これまでただの通過者であったサイクリスト達に町内の店舗や温泉入浴施設を利用してもらえる仕組みを整え、「お客様」としてもてなしていくとと考えています。

これら様々な手段を講じて、平成22年度の時点で90万人である観光入込客数を、28年度までには100万人にまでに拡大することを目標に、努力しています。

合併後の基盤整備の推進

■町が主体的に情報通信基盤を整備  
ときがわ町は、民間事業者による

高速通信環境の整備が遅れており、町内でADSLですら利用できない地域がありました。このため、若者の間では生活する上で欠かせないものとなっている、インターネットを利用できない地域が存在していました。少子高齢社会を迎えているときがわ町にとって、若年層の町外への流出を食い止めることは、重要な課題です。「インターネットが利用出来ない町には住みたくない」という若者たちの言葉に触発され、合併特例債を活用し、町が主体的に光ケーブルを敷設し、民間事業者に貸し出す公設民営方式で、情報通信基盤の整備を実施しました。この光ケーブル網を活用し、町からの情報発信ツールとして、NTTの「光iフレーム」の端末を利用し、ツイッターの技術を応用した「iかわらばん」と呼ばれるタッチパネル式の情報端末を町民や町内事業者に貸し出し、利用していただいています。町からのイベント情報、観光情報などの行政情報はもちろん、端末を借り受けている町内の商店などが発信する売り出し情報などについて

◁iかわらばんの情報端末



も、文字と写真で「iかわらばん」利用者に情報発信しています。

■バス体系を「ハブ&スポーク化」

合併により町の面積が拡大したことにより、町民のバス路線へのニーズが多様化し、単に町内にあるJRの駅への輸送だけでなく、より利便性の高いとなり町にある私鉄駅への接続が求められるようになりました。

公共交通機関であるバス路線の充実は、通勤通学者の足を確保する事、高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続させる事などの点で大変重要であり、単なる利便性の向上のみでなく、少子高齢化対策の重要施策でもあります。

町では、「公共交通活性化協議会」を立ち上げ、町民代表や大学の有識者、バス事業者など、多角的な見地



フォーラム

山間部をきめ細かく走るデマンドバス。町民の関心は高く、利用説明会には多くの方が訪れ、職員の説明に耳を傾けた。



◀ハブバス停。すべてのバスは、ここから放射状に目的地へ

からバス体系の在り方を検討しました。その結果、「ハブ&スポーク方式」を採用したバス体系へ一新することになり、バスセンターを中心に放射状にJR系1駅、私鉄系3駅へのスムーズな接続を可能にしました。

バス体系の再編成と同時に、山間部であるため大きなバスが入れない地域にも、きめ細かくバス路線を設定できる「デマンドバス」を導入

さらに、高齢者にもわかりやすいゾーン料金制を導入した結果、5月の時点でバス利用者が対前年比15%の伸びとなりました。

おわりに

ときがわ町の重要課題である少子高齢化に歯止めをかけるためには、通信環境整備、バス体系の一新などに代表される生活基盤整備の次の手立てが必要です。

今後は、町の森林資源を活用し、森林整備と木材の利用、それぞれの産業における雇用の創出のための事業を実施し、併せてそれらの産業に就業を希望する若者が、ときがわ町に定住化するための住居を確保する事業を実施して、課題の解決を図っていきます。

(ときがわ町長 関口定男)

交通遺児家庭に暮らしの安心を

交通遺児育成基金が力強くバックアップします。

1980年8月の設立から交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

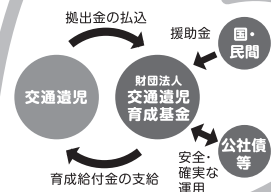
財団法人 交通遺児育成基金 (国土交通省所管) 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階 ☎ 0120-16-3611 (通話無料) http://www.kotsuiji.or.jp

協力団体 / 独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5276-4451) 財団法人 自動車事故被害者援護財団 (TEL03-3237-0158)

交通遺児育成基金制度とは

自動車事故で父親あるいは母親を亡くした遺児が交通遺児育成基金に加入し、損害保険会社等から支払われる損害賠償金等の中から拠出金を払い込むと、これに国や民間からの援助金を加えて安全・確実に運用し、遺児が満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度です。

交通遺児育成基金の仕組み



- 満16歳未満(0~15歳)まで加入できます。
- 拠出金は加入年齢で金額が異なります。
- 育成給付金は加入者の年齢とともに増えていきます。

- 給付期間は加入月の翌月から満19歳に達する月まで、3カ月ごとにまとめて支給されます。
- 入学・就職や給付終了時にお祝い金を支給。加入者とその家族への援護活動も行っています。

情 報

ネット時代の情報発信のヒント

低コストで高視聴率を可能にする YouTube

ユーチューブ

YouTube

世界に支援を訴えた被災地市長

4月21日、アメリカの伝統あるニュース情報誌『タイム』が、2011年版の「世界で最も影響力がある100人」の一人に、福島県南相馬市の桜井勝延市長を選び、話題となった。日本の地方自治体のいち首長が、世界に影響力を持つのは異例のことである。

南相馬市は、3月11日の地震と津波で被災し、さらに福島第一原子力発電所の事故により住民は市外避難、自宅退避を強いられた。放射線の恐怖により市は孤立し、食料・ガソリンなどの生活物資が不足した。マスコミも取材にこない。そこで、桜井市長は3月下旬支援を訴えるメッセージビデオを、インターネットの動画投稿サイト「YouTube(ユーチューブ)」にアップした。英語の字幕映像が登場したこともあって、動画の閲覧回数はまたたく間に全世界で増大し、翌月にはタイム誌上に市長が登場することになったのだ。ビデオのアップから雑誌の発行までひと月足らず。YouTubeの情報がいかに短期間で大きな範囲に広がるかがわかる。

人気コンテンツは

「寄生虫・ハリガネムシの生態観察」

自治体のインターネット利用は、

2006、7年ごろから、県などがインターネット放送局を開設し、ホームページで動画を流すという形で始まったが、話題になりにくかった。エポックメイキングとなったのは、2008年、和歌山県のインターネット放送局開局である。

和歌山県は、開局と同時にYouTubeを活用する方法をとった。製作した動画をYouTubeにアップし、そこにリンクを張ることで県専用の放送局ページでも閲覧できるしくみにしたのだ。

YouTubeのメリットは、「低コスト」で「高視聴率」を期待できることである。アカウントさえ取得すれば無料で投稿でき、サーバーの管理、メンテナンスなどランニングコストも発生しない。視聴率では、函館市が観光PRのためにアップしている「函館イカール星人」シリーズが、閲覧数40万回を超え、大きな効果を上げている。これは、名産のイカの姿をした宇宙人が、函館の観光地を襲撃するというストーリーで、「機動戦士ガンダム」や「新世紀エヴァンゲリオン」といった人気アニメ風のタッチで多くの視聴者を獲得している。しかし、このような専門家が制作する大掛かりなコンテンツは費用も高く、函館市のような有数の観

光地だから可能だと言える。

いっぽう和歌山県では、撮影は職員が行い、編集作業はプロに依頼する形をとっている。デジタル撮影機器の性能向上で、映像作品の要である編集作業だけをプロが行っても、ある程度のクオリティが得られるようになっていくから。そして、低コストながらも、YouTubeで高視聴率を得られるような魅力的なコンテンツ作りには、職員が頭をひねっている。県動画の人気コンテンツは、県立自然博物館で見られない「寄生虫・ハリガネムシの生態観察」や、尾ひれを欠きながらも懸命に生きる「ど根性アオバズメダイ」など。YouTubeでは、マニアックな歴史や文化が人気を得ることが多いため、地域ならではの歴史や自然などを、いかに面白く切り取って発信するかが、高視聴率への勝負となる。

手軽だからこそ問われる

内容の面白さ

これは、ネット情報発信のすべてに言えることだが、初期投資が低くすむぶん、コンテンツの内容がいかに面白いか効果が左右する。テレビ局にする印刷にして、以前は媒体を使って情報発信をするためには、それなりにまとまった費用が必要であった。ところがネット上へは、極端な話、パソコン

1台あれば可能である。しかしこの手軽さが、ネット上での情報の氾濫を引き起こしているため、自分の情報を視聴者に届けるためには、工夫が必要である。工夫とは、YouTubeなどの人がたくさん集まるサイトを利用すること、面白いコンテンツを発信することだ。そしてネットの「口コミ」効果は今までの媒体の比ではなく、人々の視線に触れる情報は、またたく間に広がる。

町村の例では、長野県信濃町役場が町の情報をYouTubeにアップしている。トップページには「信濃町のみなさんには、地域や行政の情報を。全国のみなさんには、信濃町の魅力をも。町を離れ全国各地で活躍されているみなさんには、ふるさとの映像を」とつたわれている。自治体が情報発信する目的は、この3つに集約されるだろう。住民生活を守るため、また地域活性化のために、情報発信は不可欠だ。役場のパソコンは世界とつながっている。



YouTubeに投稿されている信濃町役場の動画

活 動

平成二十二年 成 公有物件災害共済事業の概要報告

財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二六三条の二の第一項の規定に基づいて公有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。平成二十三年七月八日開催の評議員会の同意を得、同日の理事会において、平成二十二年事業概要及び決算について認定を得たので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、公有物件災害共済規約第二二条の『地方自治法第二六三条の二の第二項に定める通知および公示は、全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営

の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移していたものの委託団体の減少に伴い分担金収入は減収となっ

た。このため、事業の運営にあたっては、制度内容の充実をはかるとともに、共済委託団体の財政負担の軽減をはかり、共済委託団体の継続加入推進に努めているところである。平成二十二年の正味財産は、共済基金分

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成22年度, 平成21年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担金.

(注) △印は減を示す。

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成22年度, 平成21年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

(注) △印は減を示す。

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 4 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係施設, 役場関係施設, 医療関係施設, etc.

(注) 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、( )は各用途別区分収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 4 columns: 区分, 平成22年度, 過年度, 合計. Rows include 件数, 災害見舞金給付額, 未払費用, 合計.

担金収入五九億八、二八二万余円等を含む經常収益合計七六億九、二〇七万余円(前年比一・二%減)と共済金二四億三、二四一万余円を含む事業費計八一億四、五五三万余円及び管理費計五億七、七八三万余円をあわせた経常費用八七億二、三三七万余円(同三七・七%増)との差引き一〇億三、一三〇万余円の減額となった。これは、東日本大震災により、加入物件が甚大な被害を被り、災害見舞金三三億四、〇〇〇万円の支払いを見込み運営準備積立金一四億五、三六六万余円を取崩すこととした。一方、基金積立金は、四億二、二二六万余円増加した。平成二十二年の受託及び罹災状況等は次のとおりである。1、受託状況 平成二十二年の受託実績は、表(1)のとおりである。受託件数は三七〇、五〇八件で、前年度比五・一〇件(〇・一%)の増となった。また、共済責任額は前年度比三、二二六億余円減の三〇兆八、五六七億余円となった。収入分担金は、五九億八、二八二万余円で前年度実績六〇億四、一七三万余円に比し五、八九〇万余円(一・〇%)の減となった。2、罹災状況 平成二十二年の罹災状況は表(2)のとおりである。罹災件数は四、二七七件で、前年度より二九四件(七・四%)の増となり、支払共済金は前年度より一億六、四二万余円(一・三%)減の二四億三、二四一万余円となった。なお、収入分担金五九億八、二八二万余円に対する損害率は四〇・七%である。3、用途別罹災状況 用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。罹災件数は学校関係施設が最も多く、支払共済金及び用途別の損害率においては環境衛生施設が最も高くなっている。4、災害見舞金 災害見舞金は、自然災害(地震・噴火・津波

活 動

表(5) 消防設備資金融資

貸付年度	貸付件数	貸付額	償還済額	本年度末貸付残金
平成16年度	209件	3,360,500,000円	2,835,698,000円	524,802,000円
平成17年度	131	2,296,700,000	1,573,104,000	723,596,000
平成18年度	114	1,950,800,000	1,003,840,000	946,960,000
平成19年度	98	1,750,800,000	594,472,000	1,156,328,000
平成20年度	99	1,879,300,000	330,092,000	1,549,208,000
平成21年度	82	1,633,900,000	0	1,633,900,000
平成22年度	81	1,674,900,000	0	1,674,900,000
合 計	814	14,546,900,000	6,337,206,000	8,209,694,000

(注) 平成22年度の貸付条件は次のとおりである。

1. 償還期限は資金を借受けた翌年度から7年以内
2. 貸付利率は貸付期日により異なり、12月1日貸付分が0.3%、1月11日貸付分が0.5%、2月1日貸付分が0.5%、3月1日貸付分が0.6%、3月25日貸付分が0.6%である。

表(6) 自動車共済受託実績

区 分	車両共済	賠償共済		合 計
		対 物	対 人	
平成22年度	台数 109,769台 収入分担金 1,262,425,320円	114,262台 900,295,470円	113,986台 551,501,050円	338,017台 2,714,221,840円
平成21年度	台数 114,573台 収入分担金 1,282,204,260円	119,174台 925,964,390円	118,926台 570,513,130円	352,673台 2,778,681,780円
比較増減(%)	台数 △4,804台 (△4.2%) 収入分担金 △19,778,940円 (△1.5%)	△4,912台 (△4.1%) △25,668,920円 (△2.8%)	△4,940台 (△4.2%) △19,012,080円 (△3.3%)	△14,656台 (△4.2%) △64,459,940円 (△2.3%)

(注) △印は減を示す。

表(7) 自動車共済損害状況

区 分	車両共済	賠償共済		合 計
		対 物	対 人	
平成22年度	件数 6,803件 支払共済金 1,054,326,856円 損害率 (83.5%)	2,053件 316,835,057円 (35.2%)	172件 199,307,092円 (36.1%)	9,028件 1,570,469,005円 (57.9%)
平成21年度	件数 6,324件 支払共済金 959,712,907円 損害率 (74.8%)	2,009件 328,072,789円 (35.4%)	176件 212,604,894円 (37.3%)	8,509件 1,500,390,590円 (54.0%)
比較増減(%)	件数 479件 支払共済金 94,613,949円 損害率 (8.7%)	44件 △11,237,732円 (△0.2%)	△4件 △13,297,802円 (△1.2%)	519件 70,078,415円 (3.9%)

(注) 損害率=支払共済金/収入分担金 △印は減を示す。

平成二十二年末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は二六〇億五、七八三万九千九百九十九円、運営準備積立金一一九億五、〇〇七万九千九百九十九円である。

4、諸積立金  
平成二十二年末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は二六〇億五、七八三万九千九百九十九円、運営準備積立金一一九億五、〇〇七万九千九百九十九円である。

3、支払備金  
既発事故であって共済金が未請求となっているものについては、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)の上、平成二十二年末支払備金として七五九件、二億九、七三九万九千九百九十九円を計上した。

2、損害の状況  
平成二十二年年度の損害状況は表(7)のとおりであって、損害件数は車両共済で六、八〇三件、前年度比四七九件増加し、対物賠償共済は二、〇五三件で、前年度比四四四件の増、対人賠償共済は一七二件で、前年度比四四件の減となった。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済が八・七%増加し、対物賠償共済は〇・二%、対人賠償共済一・二%減少した。

1、受託状況  
平成二十二年年度の受託及び損害状況等は次のとおりであって、共済基金分担金収入総額は、二七億一、四三二万九千九百九十九円、前年度実績に比し、六、四四四万九千九百九十九円(二・三%)の減となった。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一〇九、七六九台で前年度比四、八〇四台(四・二%)の減、収入分担金一二億六、二四二万九千九百九十九円、前年度比一、九七七万九千九百九十九円(一・五%)の減となった。また、賠償共済においては、対物賠償共済一四、二六二台で前年度比四、九二二台(四・一%)、対人賠償共済一三、九八六台で、前年度比四、九四〇台(四・二%)それぞれ減少し、収入分担金は対物賠償共済九億二九万九千九百九十九円、前年度比二、五六六万九千九百九十九円(二・八%)、対人賠償共済五億五、一五〇万九千九百九十九円、前年度比一、九〇二万九千九百九十九円(三・三%)の減となった。

よって生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、建物災害共済事業と同様、地方自治法第二二三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)のご理解と多大な協力を得て事業基盤は順調に推移しているものの、公用車の減少傾向等に伴い分担金収入は減収となった。事業の運営にあたっては、制度内容の充実をはかるとともに、事故によって生ずる事故処理については査定専門員を配置し、査定体制の強化をはかり早期かつ適正な解決に努めている。

自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車による自動車損害共済事業は、共済基金分担金収入総額は、二七億一、四三二万九千九百九十九円(前年比四・一%)の減となった。

6、消防設備資金融資  
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は、表(5)のとおりである。

5、諸積立金  
平成二十二年末末における基金積立金(財産収入をもって造成)及び運営準備積立金(事業剰余金の積立)の総額は四五八億一、一五二万九千九百九十九円、運営準備積立金一四九億二、五五七万九千九百九十九円である。

自動車の損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車による自動車損害共済事業は、共済基金分担金収入総額は、二七億一、四三二万九千九百九十九円(前年比四・一%)の減となった。

情 報

信州縦断

「元気なふるさと収穫祭」の開催

7月から12月までの間、長野県町村会が主催して「信州縦断 元気なふるさと収穫祭めぐり2011」を実施しています。

今年で8年目を迎えるこのキャンペーンは、県内58町村が地域住民との協働で行う収穫祭、農業祭、物産展、産業祭等を県内外に情報発信することにより、多くの人々を信州に呼び、地元特産品、農林産物の紹介や販売、地元の人々との交流を通じて「ふるさと(町村)」の「元気」と「よさ」を広くアピールすることを目的としています。

す。

長野県内では夏から秋にかけて新鮮な農産物や特色ある産品に出会えたり、大自然との触れあいが楽しめるイベントが目白押しです。

ぜひ美味しいもの、そして「町村の元気」を探しにふるさと信州にお越しください。

なお、詳細については町村会のホームページをご覧ください。

◎長野県町村会

電話026123413530

信州 とうまぎに会おう、収穫の旅へ。58町村の旬の農産物、今が食べどき!

収穫祭めぐり

場所 長野県内58の各町村 期間 7月~12月

【主催】長野県町村会【共催】長野県町村協議会議長会【後援】信州キャンペーン実行委員会

ホームページ: <http://machimura-nagano.jp/furusato2011/>

ホームページ  
<http://machimura-nagano.jp/furusato2011/>

町村専用ページ「町村.com」をご覧ください

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール([kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp))でお願いいたします。

随 想



過疎化が進む  
山間地域における町づくり

和歌山県紀美野町の長 寺本 光嘉



紀美野町は、平成18年1月1日に2町が合併し、新しく誕生した町であります。

和歌山県の北部に位置する本町は、人口約1万人余、面積128・31km<sup>2</sup>のうち75%が森林を占め、町の中央を霊峰・高野山を源にもつ紀ノ川の支流、貴志川が流れ、その流域に広がる丘陵地と山地からなっています。

本町は、世界遺産である霊場・高野山と歴史的につながりが深く、町内には多くの名所や旧跡があります。また満天の星空が見える夜空を展望できる、一般公開用としては国内でも屈指の大きさを誇る口径105cmの反射望遠鏡を備えた「みさと天文台」をはじめ、秋にはススキの大草原が一望でき、別名・関西の軽井沢とも言われる県立自然公園「生石高原」がある自然豊かな町です。

全国的に少子高齢化が言われる中、我がまち紀美野町でも高齢化率が37%を超え、64地区中、25地区が限界集落となり総世帯数は減少する

半面、独居老人が増加し、地区の社会的共同生活の維持が困難に陥る状況となりつつあります。

私は、平成18年に町長選挙を経て紀美野町の初代町長として町政を預からせていただき、現在「豊かな自然、活気と夢のあるまちづくり」を基本として2期目を務めています。

町づくりの基本的な考えとして、町民の皆様の盛り上がり、行政が取り組む住環境整備等、この二つが両輪となるのが最も理想ではないかと実感いたしております。「みんなで作るまちづくり」という考えのもとに民生活を主体とした、各種団体の方々や個人参加の方々に組織立てた「まちづくり推進協議会」が設立され、美しい郷づくりや特産品を育てていく地域ブランドづくり等の部会を設け、皆様積極的に活動を続けられています。町民の皆様の盛り上げを象徴する団体として、町おこしの一翼を担っていたいております。次に「活気のあるまちづくり」と

してU・I・Jターンの促進では、関西圏から1〜2時間程度の近場で自然が多く、山間の静かな町として人気があるため、移住を希望し相談に訪れる方が多く、平成18年度には和歌山県が推進する「わかやま田舎暮らし支援事業」の移住・交流に係るモデル市町村に認定され、移住相談から地域案内まで行う一元的窓口を設置しております。また地域の住民等で構成されるU・I・Jターンを促進するプロジェクトの支援を行っている「特定非営利活動法人きみの定住を支援する会」及び「和歌山大学」と連携し、賃貸等可能な空き家の確保や修繕費用の情報提供を行うための「空き家情報システム」構築を行っています。現在までに都市部より59名の移住された方々が地域の存続・活性化に寄与して頂いていることは言うまでもありません。次に「安全、安心のまちづくり」として、ヘリポートや防災無線はもちろんのこと、地域特有の対策方法を勘案していたところ、近年、地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行されることに伴い、町内の大小40からなる地上アナログ共同受信組合の半数が、地上デジタル放送視聴のために大規模改修の必要がある状況でした。山間部特有の地形によりデジタル波が届かない地区が大部分を占めることから、地上デジタル放送の難視聴地域の解消に向け、地

上アナログ共同受信組合と協議を重ね、町自らが事業主体となる全国初のギャップファイバー方式による町営地上デジタル放送中継施設を設置を行い、町内60局で平成23年3月末から放送を開始しております。採用したギャップファイバー方式は無線の共通であり、有線によるデジタル対応より格段にコストパフォーマンスに優れているとともに、本町のような中山間地の主な災害である山崩れによる有線切断の心配がなく、災害時において、電力が途絶えても車載用テレビやワンセグ機能のある携帯電話等で、重要なメディアとしてのテレビを通じて情報を得ることが可能になっております。平成の大合併により、市町村もその姿を大きく変えました。今日、地方を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。急速に進む少子高齢化、地域経済の低迷、雇用問題、地方分権の推進に伴う行政改革などの課題が山積しています。このような状況の中ではございますが、心よりどこまである豊かで素晴らしい自然を守り、新しい歴史を築いて参ることが私たち町民の責務であると感じております。気さくで温かく、情熱的な町民の皆様の後押しに助けていただきながら、紀美野町が活気と夢のある町となるよう、今後とも邁進して参りたいと思っております。



# 車両共済(保険)のご案内



## (自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。  
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

### 町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 無事故による割引で新規から **33% (保険料) 割引**  
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。  
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。)

### さらに

無料ロードサービスがついてきます。  
ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。  
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

- ◎1年間事故が無かった場合は、翌年の等級は1等級上がります。  
事故によって車両共済(保険)をご利用された場合は、事故件数1件につき3等級下がります。

### 契約条件と掛金(保険料)例

- ・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
- ・自動車保険集団扱年一括払いによる割引5%適用

車名 フィット  
型式 GE6  
初度登録 平成23年2月  
年齢条件 26歳以上補償  
運転者限定 本人・配偶者限定  
記名被保険者 30才  
新車割引 有  
共済(保険)金額 150万円  
払込方法 集団扱年一括払

加入タイプ	自己負担額(免責金額)なし	自己負担額(免責金額)5万円
一般条件(割引適用済)	56,400円	42,710円
(通常・新規で加入する場合)	79,970円	60,570円
車対車+A(割引適用済)	25,040円	18,960円
(通常・新規で加入する場合)	35,500円	26,880円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成23年4月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
  - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
  - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
  - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

### お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

#### 株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)  
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパンにお問い合わせください。